

アイソタイプからピクトグラムへ(1925-1976) :  
オットー・ノイラートのアイソタイプとルドルフ・  
モドレイによる図記号標準化への影響に関する研究

伊原, 久裕

<https://doi.org/10.15017/1470650>

---

出版情報 : Kyushu University, 2014, 博士 (芸術工学), 論文博士  
バージョン :  
権利関係 : Fulltext available.



氏名	伊原 久裕			
論文名	アイソタイプからピクトグラムへ（1925-1976）—オットー・ノイラートのアイソタイプとルドルフ・モドレイによる図記号標準化への影響に関する研究—			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	佐藤 優
	副査	九州大学	教授	源田 悦夫
	副査	九州大学	教授	石井 明
	副査	筑波大学	特命教授	西川 潔

## 論文審査の結果の要旨

本研究は、オットー・ノイラートが考案したアイソタイプについて考察したもので、ノイラートの足跡とアイソタイプの概念形成から展開に至るまでの背景と、アメリカにおけるルドルフ・モドレイとの関係など、緻密な資料収集と解釈によってアイソタイプの位置づけを体系化したものである。ビジュアルデザインの理論を構築した研究者の関係も関連づけられ、近代のビジュアルデザインの推移を俯瞰的に総括した。

第1章では、ノイラートの経歴を辿り、ウィーン社会経済博物館の設立と、図像統計表現「ウィーン・メソッド」の特徴と表現技法について述べ、博物館活動への反映と1929年頃までの博物館の活動概要を明らかにした。

第2章では、ウィーン社会経済博物館の代表的な所産であるアトラス『社会と経済 Gesellschaft und Wirtschaft』のシンボル、色彩、地図、フォーマット、書体などのデザインと、ポール・オートレとの連携から複製文化アトラス、国際統一科学百科事典へと続く展開の原点について考察した。

第3章では、ウィーン・メソッドはドイツ工作連盟とも機を一にしており、国際的な普及活動をととしてノイラートの視覚教育への基本姿勢を確認した。伝えるべき知識や事実を解釈し、選択的に構成する「トランスフォーメーション」と「教育」に関する考え方の独自性と問題点を考察した。

第4章では、1930年以降のアメリカへの広がり、恐慌と模倣の氾濫による困難と、アメリカで類似した活動を行いながら反目する部分もあったルドルフ・モドレイの活動を追跡した。後にシンボルの国際的な標準化へと向かう出発点でもあり、重要な解析である。特にルドルフ・モドレイの活動については、従来の研究では希薄な部分であり、本研究の独創性を際立たせている。また、国際的な共同研究によってアイソタイプを総括した Christopher Burke らが編集した書『Isotype』の第7章 pp.298-353 までをノイラートとモドレイの関係について分担執筆しており、国際的にも評価が高いことを証明している。

第5章では、ノイラートがオランダからイギリスに亡命して設立したアイソタイプ研究所における視覚教育活動に注目し、アイソタイプを用いた科学絵本『絵とき人類史』の確立をひとつのゴール地点と見なしている。

第6章では、アイソタイプの独自性について、体系の特色、制作の特色、供給の特色の3つの側面から考察し、特に制作の特色である「トランスフォーメーション」の概念に注目した。

第7章では、1930年から1950年代までの日本への影響と広がりについて述べ、欧米とは異なる展開を見せた状況を概観している。

第8章では、アイソタイプが影響を及ぼした図像統計の側面とピクトグラムの側面について言及し、マスメディアが発達した状況下でモドレイが展開した個別化の可能性とシンボル事典編纂のプロジェクトについて論じた。

第9章では、東京オリンピックのシンボル作成に至る背景と活動について触れ、モドレイが『ピクトリアル・シンボル・ハンドブック』で試みた公共シンボルの原点を示し、ノイラートの批判的後継者としての位置づけをして本研究を締めくくっている。

以上のおり本研究は、ノイラートが提唱して普及し、モドレイが独自の解釈をして普及、展開したアイソタイプについて、膨大な資料を収集し、その意義からプロセスまでを解明し体系づけた研究であり、歴史的な資料を紐解き、視覚的な記号の表現を解釈していく大変困難な研究であり、芸術工学らしい独創的な研究である。

英国レディング大学でも研究を重ね、徹底的な調査をもとに事実を積み重ね、アイソタイプの歴史と解釈を行った研究は独創的であり、かつ今後のデザイン教育の上でも意義がある研究であり、芸術工学にふさわしい努力と論理的な構築を高く評価した。

よって、本論文が博士（芸術工学）の学位に値するものであることを、本調査委員会は認めた。